

月刊税理士事務所チャンネル

CHANNEL

会計人のコミュニケーション・マガジン

12

2023 DEC.
No.508

特集

変わる生前贈与と相続税 今後の展望

- 事務所訪問 税理士法人アークネット——6
- ITリテラシー向上塾——10
- 時代を読み解くキーワード——12
- エヌエヌ生命保険株式会社との業務提携推進について——13
- ミロク会計人会からのお知らせ——14
- ミロクシステムQ&A——15
- 会計人のリレーエッセイ 中部ミロク会計人会 神谷 研——19



課税方式改正の可能性も

変わる生前贈与と相続税 今後の展望

生前贈与加算が3年から7年に延長され、2024年1月1日以降の贈与から適用となります。他にも2023年度の税制改正では、相続時精算課税制度に新たに「年110万円の基礎控除」の枠が加わるなど、贈与税が大きく変わってきています。そこで本特集では、今後の展望も含め贈与税について武田 秀和先生にご解説いただきます。



©YummyBuum / shutterstock.com

1. 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

生前に分散した財産の全てを相続税の課税財産に持ち戻して、相続税の税率で計算することが相続税の本来の姿です。贈与がいつ行われたとしても、贈与者の相続税の計算において、その一生涯の贈与財産の価額を加算して相続税の計算をすることを「資産移転の時期の選択に中立的な税制」といいます。2023年度税制改正では、相続税の課税において「資産移転の時期の選択により中立的な税制」が構築されました。この税制は、「暦年課税における相続開始前3年以内の贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算する制度」の年限を4年延ばし、「相続開始前7年以内」としたものです。また、相続時精算課税には、110万円の基礎控除を創設しました。この税制を推進する大きな理由は次の通りです。

- ・ 財産の移転の時期、回数および金額にかかわらず、納税

義務者にとって、財産の総額に対する税負担が一定となる。

- ・ 税負担を意識して財産の移転の時期を計る必要がなく、ニーズに即した移転が促される。

- ・ 相続税の税率より低い贈与税の税率を適用した、意図的な税負担の回避が防止される。

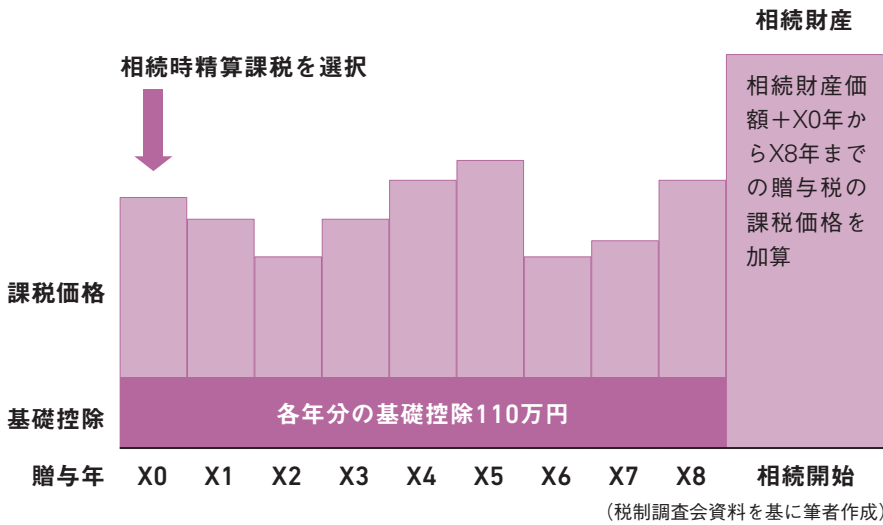
2. 相続財産

(1) 民法における相続財産
相続人は、相続開始のときから、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します（民法896）。また、特別受益という概念があり、相続財産に被相続人から生前に贈与を受けた財産の価額を加えたものを相続財産とみなします（民法903）。

(2) 相続税法における相続財産

相続税法における各規定の概念は民法によります。相続税の課税の対象となる財産は、相続開始時に被相続人に帰属する財産のみならず、特別受

図1 相続時精算課税を選択した場合の相続財産加算



武田 秀和 氏

ただ・ひでかず

1975年、東京国税局に採用。以後、資料調査課、浅草、四谷など各税務署の資産課税部門に勤務。2008年に退官し、武田秀和税理士事務所を設立。同年にMJS税経システム研究所客員研究員となる。主な著書に『一般財産・知的財産権・その他の財産の相続税評価Q&A』(税務研究会出版局)、『土地評価実務ガイド』(税務経理協会)。

益の概念を取り入れて、次の財産も相続財産に加算して相続税を計算します。

- ① みなし相続財産(生命保険金、退職金等)
- ② 贈与税の納税猶予の適用を受けていた財産(農地等、非上場株式等、個人の事業用財産)
- ③ 相続開始前3年以内に贈与を受けた財産(2023年12月31日までの贈与)
- ④ 相続時精算課税の適用を受けた財産

3. 相続時精算課税制度の見直し

(1) 相続時精算課税の不都合

相続時精算課税は、2003年の創設当初は、暦年課税の特例程度の滑り出しでしたが、2500万円の特別控除が大きく影響したことから当初は適用件数が伸びていました。近年は伸びが落ちています。相続税は、生前の贈与財産をできるだけ相続財産に取り込む方向で各国の税制が構築されていますが、我が国では上

手く機能していません。その理由は、次の通りです。

- ① この制度は全く相続税対策に使えない
- ② 届出書を提出した年分以後の少額の贈与財産も全て相続財産に加算されることから、調査で多額の申告漏れを指摘される可能性がある
- ③ 費消した財産についても贈与財産の価額を加算しなければならぬことから、いつ発生するか分からない相続税を考えなければならない

(2) 改正点

前述(1)②の不都合を解消すべく、相続時精算課税の計算および相続財産に加算される金額が次のように改正されました。2024年(令和6年)1月1日以後に取得した財産にかかる相続税または贈与税に適用されます。

① 相続時精算課税適用者が相続時精算課税適用に係る贈与をした者(以下「特定贈与者」といいます)から贈与を受けた場合、基礎控除110万円を適用できるこ

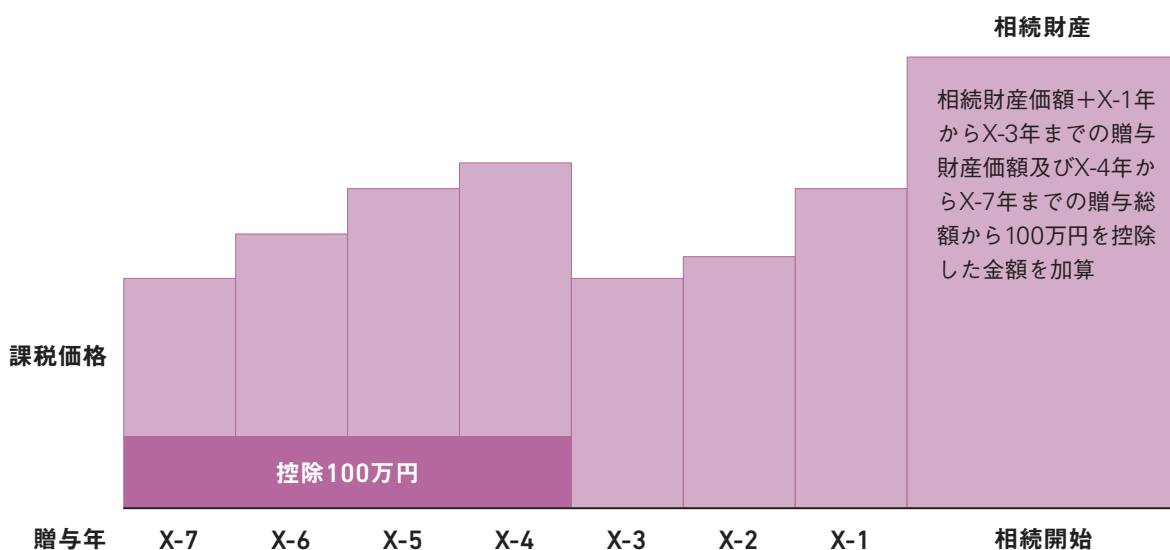
となりました。暦年課税の基礎控除とは別に適用されます。

- 特別控除2500万円を超えた年分以降の贈与は控除がないことから、数万円の贈与でも贈与税の申告と納税が必要でした。このような少額贈与を数十年にわたって捕捉および管理することは実際的ではないことから、少額免除の意味合いを含めて新設されたものです。
- ② 特定贈与者の相続財産には、基礎控除額を適用した残額を加算します。

毎年の贈与金額のうちから、基礎控除以下の金額については加算する必要がありません。

③ 相続時精算課税を適用して贈与を受けた土地または建物、特定贈与者の相続税の申告期限までに災害により一定の被害を受けた場合、贈与を受けたときの価額から被害を受けた金額を控除した残額を課税価格に加算します。

図2 暦年課税を選択した場合の相続財産加算



(税制調査会資料を基に筆者作成)

特定贈与者の相続開始のときまでに受贈土地建物などが被災し、財産価値が劣化することがあります。災害は受贈者の行為や意思によるものでもないことから、一定の災害により被災した場合に、被災価額を控除した価額を相続財産に加算することとしたものです。

4. 相続開始前の贈与財産の加算年分の延伸

相続開始前3年以内に被相続人から贈与があった場合の相続税の課税価格に加算する制度を見直し、次のように改正されました。

①相続開始前7年以内に贈与により取得した財産の価額を、相続税の課税価格に加算します。

現行の相続開始前3年以内を4年延ばしました。

②相続開始前3年を超え、前7年以内の贈与により取得した財産の価額の合計額から100万円を控除した残りの金額を、相続税の課税価格に加算します。

相続開始前7年以内の贈与財産は、贈与税の申告の有無にかかわらず、また受贈財産の価額にかかわらず全て加算の対象です。しかし、前3年を超え、前7年以内に贈与により取得した財産が少額なものについてまで訴求して全て加算の対象とすることは、実務的ではないと判断されたのでしよう。この期間の贈与の合計額から100万円を控除することにより煩雑な課税処理を回避したものです。相続開始前3年以内の贈与は従来通り、少額な財産も加算します。

2024年(令和6年)1月1日後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

5. 改正の影響と展望

(1) 資産移転の時期の選択に中立的な税制への移行の第2ステップ

相続開始前の贈与加算年を延伸したことが唐突のように思われますが、相続時精算課税を導入した2003年の「税制改正のすべて」におい

て、既に「資産の移転時期の選択に対する課税の中立性を確保する」との記述があります。同年の相続時精算課税の創設を第1ステップとすれば、2023年度の改正は、相続時精算課税に110万円の基礎控除を導入して利用しやすくし、暦年課税の加算を7年に延伸したことにより使い勝手を悪くした第2ステップです。相続税対策のメニューに、アメとムチを並べたようなものなのです。

(2) 暦年課税と相続時精算課税の比較

世間では、暦年課税と相続時精算課税のどちらが有利かという視点の論調が騒がしいようです。相続税対策は、資産家の方々にとって重大な関心事でしょう。しかし、親又は祖父母の相続開始を前提としていることから、当人を抜きにした対策に精を出すのはいかなるものでしょう。

①相続開始前7年以内の贈与財産は全て相続税の課税価格に加算されることになり

図3 暦年課税・相続時精算課税の選択による加算額の相違

単位:万円

贈与年	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1	相続財産に加算する金額()は受贈総額	
	相続開始前3年を超え7年以内							相続開始前3年以内				
受贈金額	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	(1,100)	
暦年課税								340(110×4-100)	110	110	110	670
精算課税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
受贈金額	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	(3,100)	
暦年課税												1140(310×4-100)
精算課税	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,000	
受贈金額	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	(4,000)	
暦年課税												1500(400×4-100)
精算課税	290	290	290	290	290	290	290	290	290	290	2,900	
受贈金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	(10,000)	
暦年課税												3900(1000×4-100)
精算課税	890	890	890	890	890	890	890	890	890	890	8,900	

※相続時精算課税は110万円の基礎控除を適用しています。
 ※贈与税については考慮していません。
 ※相続財産に加算する分岐額は、400万円であることがわかります。

うな表を作ってみました。

ました。贈与による相続財産の調整は相続税対策の基本です。加算される期間が延長されたことにより、効果的な相続税対策としての暦年課税の活用はためらわれるかもしれません。しかし、先を見越した早期の贈与の活用提案の有用性は失われたいわけではありません。

②相続時精算課税は、受贈財産価額をそのまま相続税の課税価格に加算する制度であることから、相続税対策にはなりません。改正により毎年110万円の基礎控除が適用できるとすると、60歳から男性の平均寿命である約80歳まで20年間贈与した場合、2200万円が相続税の課税対象となります。検討の価値がありますが、気の長い対応となります。長期的対応なら原則通り暦年課税をうまく活用することも十分検討します。

(3) 相続税課税方式の改正の可能性

相続税の課税方式は「法定相続分課税方式」といい、相続人が取得した財産を合計して相続税の総額を算出し、その総額を相続人が取得した財産の割合で案分して各人の納税額を算出する方式です。

この方式は大変合理的ですが、実は見逃せない大きな欠点があります。相続税の計算は、生前の贈与財産やみなし相続財産を加えなければなりません。つまり、他の相続人が生前取得した財産が分からなければ、自分の相続税が計算できません。他の相続人が取得した財産に左右されてしまいます。贈与税は、受贈者が自己の判断で申告と納税をしますが、相続税が絡むと、受贈者だけの問題ではなくになります。他の相続人の贈与を知るためには「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求」をすることができ、納税者にとって大変煩雑な手続きです。本来、税金は利益利得のあった者が、

その利益利得を基に納税額を算出すべきです。相続税においても取得した財産の価額だけで計算すべきであり、20年、30年前の他の相続人の贈与財産に影響されるべきではないでしょう。

今年6月末に税制調査会および日税連から同時に、課税方式を「遺産取得課税方式」に改正との提言がありました。遺産取得課税方式とは、所得税と同様、財産を取得した者が取得した財産の価額を基に相続税額を算出する方式です。他の相続人の贈与などに影響されません。課税方式が改正される可能性があります。

QUOカード

2,000円分をプレゼント!



読者アンケートにご協力ください!
QRコードからアクセスできます。



THE TAX
ACCOUNTANT OFFICE
事務所 訪問

長年の知見と他拠点との連携を強みに高付加価値サービスを展開

静岡市を本部として東京都千代田区、渋谷区、千葉県千葉市にも事務所を有し、合わせて500社以上の顧問先を抱える税理士法人アークネット。地元密着を基本としながらも、複数拠点のネットワークを生かして顧問先の税務・経営支援に取り組んでいます。同法人静岡事務所の小田巻 真史所長に、その強みと展望を伺いました。

国税局勤務を経て 地元・静岡へ

——小田巻先生は2008年に税理士法人アークネットに参画される以前、東京国税局に長らく勤めておられたと伺いました。

小田巻 真史所長（以下、敬称略） 約21年間、主に税務署・国税局調査部に所属し、外資系を含む大小様々な法人に対する税務調査に従事しました。また、金融庁に出向し金融検査も経験しました。

——税務署職員として一定期間（23年間）実務経験を積み、税理士試験科目の免除を受けて税理士資格を得ることができませんが、小田巻先生の場合はそれを待たずに税理士に転身されていますね。

小田巻 早く次のステップに進みたいと考えたからです。税法3科目の試験は免除となっていたので、残りの会計学2科目をクリアし42歳の時に晴れて税理士資格を取得することができました。

そして、静岡市で税理士事

務所を営んでいた父と、当時の税理士法人アークネット静岡事務所長の野呂晴太郎先生が懇意だったこともあり、私は税理士としてその静岡事務所に入所しました。野呂晴太郎先生が亡くなられてからは所長を務めております。

全国的特色ある 拠点同士で連携

—— あらためて、税理士法人アークネットの全体像や各事務所の特徴をお聞かせください。

小田 巻 税理士法人アークネットは2006年、もともと静岡市内でも草分け的な野呂

晴太郎税理士事務所と、晴太郎先生の甥である伸一郎先生の野呂伸一郎税理士事務所が合併し設立されました。現在、代表社員を務めているのは公認会計士・税理士の野呂伸一郎先生（東京事務所所長）です。拠点は本部の静岡事務所

の他、東京都千代田区内神田（2006年開設）と渋谷区宇田川町（2008年開設）、千葉県千葉市幕張（2018年開設）にもあり、10名の税理士と5名の公認会計士を抱えています。

各事務所の特徴としては、まず静岡事務所は職員にベテラン人材が多く、法人税・消

費税・所得税・相続税・贈与税など全ての税目に幅広く対応することが可能です。また、

所長の私と副所長の牧野史明先生が国税のOB税理士として勤務経験を活かした支援を行っています。東京事務所には、公認会計士・税理士の森

孝義先生をはじめ税務・会計のみならず経営・金融に関する知識・経験ともに豊かな人材が多数揃っています。公認会計士・税理士の宇治秀一郎所長率いる渋谷事務所では、税理士の田中隆志副所長が資産税のプロフェッショナルで、

応できることが当法人の強みとなっています。

数多くの地場企業に 寄り添い高めた知見

—— 複数拠点のネットワークを活かした税務・経営支援は顧問先にとって心強いですね。静岡事務所の顧問先としては

現在、どんなところが多くなっているのでしょうか。
小田 巻 静岡市を中心として、県内全域に300社ほどの顧問先を抱えています。業種は製造業や飲食業、建設業、ホテル、医療関係、公益法人や協同組合など様々ですが、野呂晴太郎税理士事務所時代から地域密着型の税務・経営支援を続けてきただけあって、

士・税理士の清瀬 由所長率いる千葉事務所は、地元の雨宮幸雄税理士事務所と連携し、少数精鋭ながら地元密着型の顧問先支援に取り組んでいます。これら多様な事務所を有機的に纏めあげているのは代表社員の野呂伸一郎先生です。各事務所は日頃から密に連携し合っているため、お互いのリソースや情報を共有しながら顧問先の様々なニーズに対

なっております。老舗企業といっても昔からの事業を変わらず守り続けているところだけでなく、思い切った業態転換や、不動産賃貸業に切り替えたりなどとタイプは千差万別で、当事務所はそうした変遷に寄り添ってきたため、企業経営にお



ベテランスタッフが揃う静岡事務所のオフィス

ける様々なノウハウや知見に触れられたことも強みになっていると思います。

—— 顧問先から寄せられる相談としては、どんなものが多くなっていますか。

小田 巻 お付き合いの長い企業が多いので、やはり事業承継や相続関連が多いですね。特にここ最近、事業承継のひとつの選択肢としてM&Aに関する相談が増えています。顧問先が売り手の場合は買い手からの条件提示の評価、顧問先が買い手の場合は売り手側企業の評価などの支援、顧問先に寄り添いM&A仲介会社との通訳的な支援も行っています。

—— 通常の税務・経営支援の

複数の拠点と連携しながら幅広い税務・経営支援に取り組み小田巻先生



税理士までの歩み

お父様が税理士事務所を営んでいたことから、物心ついた時には「自分もいずれ税理士になるのだろう」と考えていたという小田巻先生。大学卒業後は東京国税局に入局、長らく税務署・国税局調査部で大手法人や外資系企業などの税務調査に従事されました。その後、本業の傍ら会計学2科目（簿記論と財務諸表論）を受験し税理士資格を取得、43歳で国税局を辞めて地元・静岡市へ。縁あって2008年に税理士法人アークネットに参画、ご実家の事務所が抱えていた顧問先も全て引き受け、10年には静岡事務所の所長となりました。

他、情報発信やセミナー活動などにも力を入れているそうですね。

小田巻 情報発信については、年4回、『ARKNET通信』という冊子を発行しています。内容は当法人に所属する税理士・公認会計士らで、顧問先企業にとって有益となりそうな業務・経営に関する記事を企画・執筆し、高齢の経営者の方などにも気軽に手に取っていただけるよう、全顧問先への現物郵送にこだわっています。誌面で取り上げた税制改正や補助金などについて質



「ARKNET通信」

問が寄せられることも多く、顧問先企業とのつながりが感じられる媒体となっています。——セミナーについてはいかがでしょうか。

小田巻 静岡事務所の設楽亜沙美CFPが中心となって年間3〜4回会場とオンラインで無料セミナーを実施しています。最近では電子帳簿保存

法やインボイス制度をテーマにした回の反響が大きく好評を頂きました。また顧問先からの要望で出張セミナーを実施することもあります。

人材採用・育成とともに業務のDXも目指す

——幅広い税務・経営支援を手掛けているだけに、次世代を担う人材の採用や育成も重要かと思えます。その点についてはいかがでしょうか。

小田巻 採用について、以前は経験者のみに絞っていたのですが、全国的に担い手不足が深刻化しているため、先を見据えて数年前から未経験者の採用も行っています。新人教育では研修動画を活用しており、各自で税法などの基礎知識を学んでもらい、後はひたすら実務経験を重ねてもらいます。顧問先からは、具体的に細かい相談が寄せられることも多いです。各企業の経営状況や税務を念頭に置いた上でより良い選択肢を示し、かつその根拠について説明しなければなりません。そうし

た対応ができるよう引出しを多く作るには実務経験を重ねることだと考えます。

「信頼」される人になること。共に考え共に行動した結果を「共感」できる人になること。日常・非日常の問題解決アプローチを通じて共に「成長」していくこと。

この3つのキーワードを基本コンセプトに掲げ、情報発信基地としての役割を担うべく日々精進を続けています。

——最後に、今後の展望をお聞かせください。

小田巻 未経験者の採用、人材育成にはもちろん今後とも力を入れていきますが、少子高齢化がより進むことが避けられない以上、限られた人員で最大のパフォーマンスを発揮できるように業務効率化にも取り組まねばなりません。事実、「経理担当者が退職したが、代わりの人材が確保できない」といった顧問先からの話が増えています。そうになると、当事務所が財務データ入力業務などを引き受けますが、今後ともそういった顧問先が増えて

いくとなると私たちも何らかのDX（デジタルトランスフォーメーション）が必要だと思います。「AI（人工知能）が税理士の業務を奪う」と言われることもありますが、逆にAIでカバーできる業務は積極的にシステム化及び効率化して少数の人員で対応できるよう体制を整え、顧問先にとって付加価値の高いサービスの提供に注力していく、そうした体制を目指してまいります。

——本日はありがとうございます。——本日はありがとうございます。またますますのご発展をお祈りいたします。

Company Information

税理士法人アークネット

住所／静岡市葵区紺屋町11-13
TEL／054-251-2121
法人設立／2006年
職員数（静岡事務所）／14名
<http://arknet.info/>



静岡市の歴史と絶景とグルメを満喫!!

久能山東照宮

1 静岡市には、徳川家康公にゆかりの地が多数あります。その一つ、久能山東照宮は徳川家康公をご祭神とする全国の東照宮の中でも最初に建てられた神社です。家康公は亡くなる直前、家臣たちに「遺骸は久能山に埋葬すること」を遺命として託し、1616年に薨去。その後、2代将軍秀忠公の命で創建されました。御社殿は県内唯一の国宝建造物で、本殿と拝殿を床の低い「石の間」でつないだ権現造の形式を持つ複合社殿となっています。数多くの彫刻や飾金具によって彩られ、複雑な形状が上手くまとめられており、室町から江戸初期の建築・工芸技術と芸術の粋を見ることができます。今年にはNHK大河ドラマ『どうする家康』が放映された影響もあり、例年の1.5倍ほどの参拝者が訪れているそうです。



日本平ホテル

2 小田巻先生イチオシのホテルが、標高307mの丘陵地・日本平の上に建つ「日本平ホテル」です。ホテルの建物自体が「風景美術館」というコンセプトで設計されており、ロビーや客室から見える風景が1枚の絵画のような構図で、左に富士山、右に日本一深い駿河湾、手前に清水港が一望できます。1日中絶景を味わうことができ、特に12月から3月は富士山の景観が1年で最も美しいとされる季節。宿泊のみならず、ランチでのご利用もオススメです。



桜エビとシラス

3 駿河湾のグルメの代表格といえば、桜エビとシラス。桜エビは「駿河湾の宝石」と呼ばれ、春漁（3月下旬～6月初旬）と秋漁（10月下旬～12月下旬）の時期に入ると、由比港と大井川港で水揚げされます。シラスは禁漁期間（1月15日～3月20日）を除く春先から年始頃に漁が行われ、鮮度が命の「生シラス」は漁期中の出漁日のみお店で提供されるのが一般的です。県内には桜エビとシラスの名店が沢山あり、旬の時期には県内外から多くの人々が訪れます。



第2回

日常業務を一気に効率化!! 簡単に導入できる「業務改善ツール」の活用方法

ITに関する知見を深めていただくための本コーナー。第2回は「スケジュール・タスク管理ツール」「チャットツール」「クラウドストレージサービス」「大容量ファイル送信サービス」の導入・活用のポイントについて、業務改善コンサルタントの宮下 貴行氏にレクチャーしてもらいました。

CATEGORY

チャットツール

チャットツールに必要な機能は、①グループチャット機能②ファイル共有管理機能③タスク管理機能④音声・ビデオ通話機能となります。

こうした点を加味して紹介したいのが「Microsoft Teams」です。ビジネスシーンで利用率の高いWordやExcel、PowerPointをはじめとしたMicrosoft 365のアプリケーションとの関係が可能で、チャットグループのメンバーとアイデアを出しながら共同編集ができます。プロジェクトやチームが多数ある企業、普段からMicrosoft 365のアプリケーションを使って業務を行うことが多い企業にお勧めです。

もう一つ紹介したいのが「Slack」です。世界150カ国以上で使われており、チャットツールとしての機能が豊富で、メッセージだけでなく音声や動画を活用してやり取りする場合に強みがあります。表示できる言語数も豊富なため、海外の企業とやり取りすることが多い企業にマッチするでしょう。

[Microsoft Teamsの特徴]

- ・部署やプロジェクトごとにグループを作成できる。
- ・無料プランでも最大100人まで同時通話できる。
- ・Webセミナーやオンラインイベントを開催することもできる。
- ・Microsoft 365(有料)を導入していれば利用権利を得られる。

[Slackの特徴]

- ・部署やプロジェクトごとにチャンネルを作成可能。
- ・社外の人とチャンネルを共有できる。
- ・管理者が招待したメンバーだけが参加できるプライベートチャンネルを作成できる。
- ・各チャンネル内で質問や回答をするフォームを作成できる。

CATEGORY

スケジュール・タスク管理ツール

スケジュール・タスク管理ツールに必要な機能は、①複数のタスクを可視化②業務やプロジェクトに関わるチーム内での情報共有③リマインダー（備忘や念押し）機能によるスケジュール管理の徹底などです。

例えば、「Backlog」というツールがあります。シンプルで使いやすい操作画面と充実したコミュニケーション機能を有しているため、どのような企業でも活用できます。

もう一つは「Asana」です。世界195カ国で利用されていることもあって、連携可能なツールやシステムも多く、関連業務をまとめて効率化できます。

[Backlogの特徴]

- ・ユーザインターフェースがシンプルで使いやすい。
- ・絵文字やアイコンなども豊富。

[Asanaの特徴]

- ・進捗が一目でわかる直感的なデザイン。
- ・100以上の製品やサービスと連携できる。

MJSでも各種ツールを取り扱っております！

MJSでは「ACELINK NX-Pro」で、スケジュールやタスクを管理する「事務所管理機能」を提供しています。各職員のタスクやスケジュールの管理はもちろん、業務日報や顧問先別の利益管理、報酬請求管理といったマネジメントに直結する機能も有しています。詳しくは最寄りのMJS支社・営業所へお問い合わせください。また、MJSのグループ会社トライベックでは、今回ご紹介したような各種サービスも揃えた「Hirameki 7(ヒラメキセブン)」というプラットフォームを提供しています。ぜひ一度サイトをご覧ください。

<https://www.hirameki7.io/>



宮下 貴行 氏 みやした・たかゆき

経営戦略、IT戦略、業務改善コンサルタント

1975年生まれ。大学卒業後、大手食品、銀行、航空の情報システム部を社員として経験し、2006年より中堅コンサルティングファームで主にISO27001 (ISMS)、ISO20000 (ITSMS) などのコンサルティング事業に多く携わる。2015年からは、ソフトウェアメーカーでこれまでの経験を活用し、新事業開発としてクラウドインフラサービス事業の部門運営をしながら、クラウド活用に悩むお客様の課題や問題の解決に現場の最前線で取り組んでいる。現在はフリーランスとして中堅・中小企業のDX化を支援し、当事者として日々お客様に対する支援に取り組んでいる。

CATEGORY 4 大容量ファイル送信サービス

大容量ファイル送信サービスに必要な機能は、①ファイル交換機能②ファイルの保存期間・送信先制限機能③承認機能・権限設定機能④管理機能となります。また、大容量ファイル送信サービスを使用する場合、「ファイルのアップロード前にパスワードを設定する」「企業のファイルを送信する前に送信の許可を得る」といった具合に、利用時におけるルールやプロセスも検討する必要があります。業務上の事故を防止する観点で言えば、ツールの選定よりも重要なポイントになるでしょう。

こうした前提の下で紹介したいのが「SECURE DELIVER」です。企業の導入実績2000社以上を誇る大容量ファイル送信サービスで、一度に最大60GB（10ファイルまで）の大容量ファイルを送信できるので、動画などの大容量データのやり取りが多い企業に一押しです。

もう一つのお勧めツールは「DIRECT!EXTREME」です。その特徴は低品質なネットワーク回線による速度低下の影響を受けにくく、遠距離通信でも高速なデータ転送速度を維持できること。独自の技術により、国内のみならず、スピーディーにASEANや中国への大容量データ転送を実現できます。

[SECURE DELIVERの特徴]

- ・一度に最大60GB（10ファイルまで）を送信可能。
- ・データ利用量に応じた料金となる従量課金制を採用。

[DIRECT!EXTREMEの特徴]

- ・高速なデータ通信速度で一度に最大2TBを送信可能。
- ・独自の技術で国内のみならず、ASEANや中国への大容量データ送信が可能。

※料金プランなどの詳細については、各サービスのホームページをご確認ください。

CATEGORY 3 クラウドストレージサービス

クラウドストレージサービスに必要な機能は、①ファイル保管機能②ファイル復元機能③セキュリティ機能④ファイル共有機能⑤管理機能となります。

お勧めツールの一つ目は「Box」です。法人向けプランでは、定額で容量無制限で利用可能なため、扱うデータ量の多い企業やファイルのやり取りが多い企業にピッタリです。また、単一ファイルのアップロード容量上限が5～150GBと高いため、ZIP化も必要なく、手間なくアップロードができます。さらに、高いレベルでの情報セキュリティ対策が施されているため、重要なデータやファイルも安全に送付することが可能です。その上、Microsoft 365やGoogle Workspace、Slackなど、1500以上のアプリと安全に統合できます。

もう一つのお勧めは「Azure Files」です。計3500名以上のサイバーセキュリティの専門家からなるチームが顧客のビジネス資産とデータを管理しているため、安心して利用できます。また、クラウドの保護に役立つサイバーセキュリティ関連の分析情報が全世界からリアルタイムで供給されているため、新しい脅威を検出し、迅速に対応します。

[Boxの特徴]

- ・定額で容量無制限で利用可能。
- ・自社の使用ツールにシームレスに連携・共有できる。
- ・手間なくアップロードできる（ZIP化などの必要なし）。
- ・高いレベルでの情報セキュリティ対策が施されている。

[Azure Filesの特徴]

- ・複雑なネットワークアクセス設定を行う必要がない。
- ・ネット環境があれば、どこからでもアクセス可能。
- ・一般的なOSであればどれでもアクセス可能。
- ・利用可能人数は無制限。
- ・従量課金制を採用。

FOCUS

時代を読み解くキーワード

ON THE WORD

本コーナーでは、昨今、ビジネスシーンなどで話題になっているキーワードをピックアップし、分かりやすく解説します。今回は体験や経験価値を重視することを意味する「コト消費」から派生した「トキ消費」「イミ消費」「エモ消費」「ヒト消費」を取り上げます。

イミ消費

商品やサービスの社会的・文化的な意味を重視するような消費行動を意味します。商品・サービスを購入することで、二次的にどのような価値を生み出すかという点が重要で、「環境保全」「地域貢献」「フェアネス（公正）」「歴史・文化伝承」「健康維持」などが関心事となります。代表的なものでは、地域貢献の意味合いを持つふるさと納税、無農薬野菜やフェアトレード商品の購入などがあります。2011年の東日本大震災による被災地支援が始まりとされ、「社会正義的消費観」に従って、他者支援・地域復興活性化に貢献しようとする動きが背景にあります。

トキ消費

その時・その場でしか味わえない“盛り上がり”を共有する”ことを楽しむ消費行動を指します。具体的には、若者を中心に盛り上がるハロウィーンの仮装やスポーツ観戦、音楽フェスなどで、消費者が他人と一緒に生み出すトキ（ライブ感）に主体的に参加することが該当します。特徴としては、同じ経験が二度とできない価値を感じさせる「非再現性・限定性」、コンテンツに参加すること自体が消費の目的となる「参加性」、集まりやイベントに対して各参加者が参加した成果が目に見えて分かり、その貢献を実感する「貢献性」の3点があります。

ヒト消費

商品・サービスではなく『ヒト』の持つ魅力や物語をエンターテインメントとして捉えて消費することを指します。ここにおける『ヒト』には芸能人やアーティスト、YouTuber、スポーツ選手といった実在する人物の他、アニメや漫画、ゲームに登場する架空のキャラクターが含まれます。動画配信アプリで「投げ銭」※1をするとといったいわゆる「推し活」※2などが該当します。「応援する対象の役に立っている」という自己満足感が自身の精神的充足につながり、自分のために誰かを応援したいという意識によるものです。

エモ消費

精神的な満足度を得るための消費行動を指します。「エモ」は「エモーショナル (emotional)」が語源とされ、あるモノ・光景・シチュエーションなどに共感し、それらに幸せを感じ、その幸せが誰かに伝わるかで「エモい」かどうかが決まります。消費においては商品の魅力や価値に重きを置かず、買ったことで得られる世界観を重視します。例えば、あえて現像に手間のかかるフィルムカメラで撮影する、昔のめり込んだドラマの関連グッズを買う、といった行動が該当します。そして、それをSNSなどで発信し、同じ趣味を持つ人々とコミュニティの形成に至ります。

※1「投げ銭」…「ネット投げ銭」などとも言い、動画などのコンテンツを閲覧した利用者が制作者や配信者に対して金銭などを寄付できるサービス・機能、寄付行為そのものを呼ぶ。
※2「推し活」…好きなアイドルや漫画などのキャラクターを「推し」と呼称し、「推し」が出演するライブやイベントへの参加、関連グッズの購入、ゆかりの地を巡るなどして、その「推し」をさまざまな形で応援する活動を指す。

エヌエヌ生命保険株式会社との 業務提携推進について

本会は、ミロク会計人会に集う会員会計人の皆さまの事務所の発展と関与先企業の経営安定を目指し、各種事業を展開しております。

関与先企業がおかれている状況は、物価高騰・円安・人手不足・ゼロゼロ融資の返済開始など、経済的な環境が厳しさを増しています。

皆さまにおかれましては、昨年以上に関与先企業から資金繰りの問題、金融機関との関係強化、事業計画の見直し、人手不足の解消など、多面的なニーズが寄せられ日々ご対応されていることと思われまます。

中小企業経営者の最も身近なアドバイザーとしての役割を担っている皆さまの情報とスキル・経験を遺憾なく発揮することが求められている昨今、今後はさらに中小企業仕立ての商品に特化しているエヌエヌ生命保険株式会社とミロク会計人会との業務提携推進を継続・強化して参ります。

エヌエヌ生命保険株式会社は、「中小企業サポーター」として、常に経営者やそのご家族・社員の声に耳を傾け、経営者と会社の今と未来を守る生命保険会社であることを目指しており、皆様の理念に通ずる点が多い保険会社です。

現在の状況は、数年前までは誰も予測できなかった不透明な時代です。その中で関与先企業の繁栄や安定した事業継続をサポートするためには、改めて「リスクマネジメント提案」を行う必要があります。今年から、エヌエヌ生命より提供を受けていた「リスク分析ソフト」は、新たに「Bionic IRIS」へと移行しました。このソフトへ移行した理由は、顧問先企業の多面的なニーズをカバーするために、より充実した機



ミロク会計人会連合会

会長 植田 卓

能がある「Bionic IRIS」のほうが適しているからです。具体的には、必要保障額の算出だけではなく、生命保険証券分析や財務分析など、非常に多様な分析を行うことができます。「Bionic IRIS」を活用し、リスクの顕在化と事業継続のために必要な保障額の目安を確認していただくことは、関与先企業の経営安定のために有益な情報となるので、ぜひご活用いただくことをお勧めいたします。「Bionic IRIS」は、エヌエヌ生命の代理店のみが使用できるソフトとなっています。

リスク分析を行い関与先企業の現状を把握し、その対策を実現するために、エヌエヌ生命の代理店登録をご検討ください。

ミロク会計人会のさらなる発展、そして中小企業、ひいてはわが国の発展に寄与することを見据え、エヌエヌ生命と連携して事業内容の充実に努めて参りたいと存じます。

今後も会員の皆さま、ならびに関与先企業の益々のご発展・ご活躍を祈念し、結びといたします。

ミロク会計人会ホームページ

「ACELINK NX-Pro」機能追加・改良一覧を更新

システム開発委員会では、単位会ごとにMJSシステムに関する会員からの要望や意見を収集し、システム改善について検討・提案しています。改善提案が反映された「ACELINK NX-Pro」の機能追加・改良一覧をミロク会計人会ホームページの「会員の部屋」に掲載しましたので、ご紹介します。本内容はTVSホームページからも閲覧できます。システムサポートのソフトウェア運用情報を選択し、分類[追加機能一覧]を検索してください。

今回掲載された機能の一部をご紹介します。

●インボイス制度対応

2023年10月より施行された適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関し、会計事務所・顧問先企業向け財務会

計システムや販売管理システム、その他MJSの各種製品において、インボイス制度への対応が完了しました。

●消費税申告書

2023年10月1日施行の「インボイス制度」に伴う消費税申告書の様式改訂などに対応しました。

●会計大將

「かんたんクラウドファイルBOX」との連携に対応しました。

●所得税申告書

「ふるさと納税の上限額の概算計算書」について、総合課税の譲渡所得、一時所得、分離課税の所得および住宅借入金等特別税額控除を含めてふるさと納税の上限額を計算できるように対応しました。

追加機能一覧の閲覧方法

TOPページ

右上「会員の部屋」をクリック

ログインページ

IDとパスワードを入力して「ログイン」をクリック

会員の部屋

左から3番目「会員向け情報」をクリック

会員の部屋

左サイドメニュー「ACELINK機能追加・改良一覧」をクリック

●給与計算・年末調整

『所得税納付書』において、法定調書システムの「退職所得の源泉徴収票」、「報酬等の支払調書」から「退職手当等」と「税理士等の報酬」へ連動できるようにしました。

「税理士事務所CHANNEL」にて動画の掲載を始めました!

毎号お楽しみいただいております「税理士事務所CHANNEL」（チャンネル）では、今年10月号より、記事に関連した動画の公開をスタートしました。

初となる今回の動画は、10月号12ページ「スキマ時間ストレッチ」でモデルとなっておりましたfor.R整体院（東京都墨田区）の田中 千哉院長による解説動画となります。当該誌もしくは下記のQRコードをスマートフォンでスキャンしてウェブサイトへアクセスいただくか、ミロク会計人会のホームページ（会計人会HP）の「CHANNEL WEB」の10月号「スキマ時間ストレッチ」のバナーからアクセスいただけますとご覧いただけます。この機会にぜひ、解説動画を見ながらストレッチにチャレンジしてみてください。

また、会計人会HPは、ユーザーの皆様が使いやすいと感じていただけるよう、日々ウェブサイトの機能向上に努めております。

今年度はオンラインセミナーや単位会のご紹介ページをサイト上部に配置し、導線を強化しました。また、全国統一研修会についても、開催期間前後はトップページにて大々的に告知するよう改修を加えています。より多くの方々にミロク会計人会の活動をお伝えできるよう、これからもウェブサイトの強化に取り組んで参ります。

スキマ時間ストレッチの動画QRコード

スマートフォンなら
こちらからアクセス!



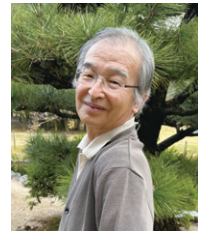
会計人会HP内にある「税理士事務所CHANNEL」ページ

<https://www.mirokukai.ne.jp/channel/>
※会計人会HPには「ミロク会計人会」と検索するとアクセスできます



CHANNEL WEB 10月号「スキマ時間ストレッチ」のページを下にスクロールいただくと動画を閲覧いただくことができます。

愚直にやれ!



中部ミロク会計人会

神谷 研

愛知県安城市



神谷先生直筆画。
「MJS」一筋

私とミロク情報サービスとのお付き合いは、ミロク経理の会計事務所事業部から始まりました。その後、1977年11月2日に同事業部が分離独立し「株式会社ミロク計算センター」が設立され、同月「株式会社ミロク情報サービス」へ商号変更された後、現在に至るまで一貫してユーザーです。その間には1995年6月1日に自身の税理士事務所を独立開業しましたが、引き続きミロク情報サービス一筋です。

最初の紙の記録紙に穴を開けその記録紙を処理センターへ送付し、試算表と元帳が打ち出され返送されて来ていた時代でした。帳票類が戻ってくる、所長が担当者一人ひとりの名前を呼びます。「神谷君」と平穏な声のトーンの場合は処理が大丈夫だった時。低いトーンの場合は処理ミスがあつてお小言を頂戴できる時。当時は試算表が手元に届くまでに1週間かかりました。確定申告期の所内の最終締切日は3月5日頃だったと思います。それを過ぎたら、手書きで集計用紙に転記して集計して決算書を作成し、確定申告後に入力した記録紙を送付して元帳を締めています。うん? 電算処理より手書きのほうが早い?

処理をこなせたのは、MJSソフトのおかげです。

50音と勘定科目を配列した専用キーボードをタッチする専用機から、オフコンの「ミロクエース・モデルシリーズ」や「MUSCOMPASS (コンパス)」を経験、「FACELINK」、「FACELINK Nav」、「FACELINK XPro」とずっと利用してきました。今では顧問先が販売管理システムを導入し、CompassNXを経由して会計データを送信してくれています。

私は、顧問先から預金のCSVデータの提供を受けて、「CSV明細取込」を活用して仕訳処理を行っています。古希に手が届きそうな私でも最近3日間で5000仕訳のデータ

10月1日に施行された適格請求書等保存方式(インボイス制度)への対応のために、顧問先がラクス社の「楽楽明細」を導入しました。高齢で一匹狼の税理士から離れずにいてくれる顧問先は、MJSソフトを紹介してデータ通信を行っている方々です。顧問先からは税務についてほとんど聞かれることはなく、パソコンの動作異常とか、パソコンを入れ替えたからインストールし直してほしいなど、パソコンショップのお兄ちゃん扱いですが、利用価値を見出してもらえるのはMJSソフトのおかげです。

取扱税目の申告書は、作成も試算も電子申告もMJSソフトです。

業務は税務だけでなく、許認可申請代行業務、地方公共団体の包括外部監査人および国会議員の登録政治家監査人など異業種分野で活動できる機会もいただいています。

でも本業は税理士です。今後もMJSソフトと共にコツコツと自分流で歩んで行きたいと思っています。

税理士事務所 CHANNEL

発行/株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1 TEL. 03-5361-6309(経営企画・広報IRグループ)
発行人/是枝周樹
編集企画/ミロク会計人会連合会広報委員会、ミロク会計人会事務局、経営企画・広報IRグループ
配信制作/東方通信社 印刷/耕文社
表紙/◎花火/PIXTA

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載



MJS YouTube公式チャンネル
好評配信中!

MJSより製品解説の動画などを中心にYouTubeで配信しております。

ホームページにて本誌データを公開しています! こちらもご覧ください

ミロク会計人会 検索

<https://www.mirokukai.ne.jp/channel/index.html>

Canon
make it possible with canon

DO YOU KNOW Canon ICT?

**ICTで、
あなたと
つくる。**



キヤノンマーケティングジャパングループ
canon.jp/ict-partner